

アレントの「権力／暴力」対称論の再考¹⁾

立命館大学大学院社会学研究科
間庭大祐 MANIWA, Daisuke

はじめに — 「権力／暴力」の対称性

アレントにおいて権力 power は、公的領域を存続させるものである。アレントによると権力は、「活動 action の束の間の瞬間が過ぎ去っても人びとを結びつけておくもの」であり、「多数者の意思と意図の不確かで一時的な一致」に依存しているものである (HC:200-201)。それはまた共通世界の維持と存続との源泉でもありうる。

こうしたアレントの権力概念は、例えば M.ヴェーバーの定義する、自らの意思を他者の行動に強制する可能的力性といった一般的な権力概念とは異なる。それは彼女の権力論の本質が、今日広く合意されている「権力」と「暴力」の同一、すなわち政治を支配—被支配のカテゴリーで捉える旧来の権力観念への対抗だからである。アレントの見るところ、西欧政治思想において「人間事象の脆さ」を克服し、人間社会に安定的な秩序を形成するために蓄積されてきた伝統的権力論自体が、実は暴力論として構成されてきたものであった。伝統的権力論において通底するもの、それは統治の目的のためにつねに手段としての暴力が正当化されるさまであった。岡野も指摘しているように、アレントが西欧政治思想の伝統および伝統的権力論のなかにみてとったのは、政治的領域につねに遍満している暴力である (岡野:161-162)。アレントは自身の権力論を暴力とは対称的に区別し、「その本質が命令—服従の関係に依存せず、権力を支配と、法を命令と同一視しない権力と法の観念」を古代都市国家のイソノミアと古代ローマの共和政とに求めるのである (CR:110)。

われわれにとっては、このように展開されるアレントの権力論における「新秩序の創設」が問題となる。それは権力の正統性 legitimacy の問題である。アレントは政治的秩序の形成には、伝統と権威および宗教といった古代ローマの観念が重要だと確信している (WA:170)。それゆえに新秩序の創設という問題に対して、アレントは伝統、権威、宗教という古代ローマ的三観念の融合を訴えるのであるが、このような彼女の古典的理解は、保守主義的でエリート主義的な見方だとの批判を被ってきた。これらの批判の現出には、アレント自身が秩序の源泉たる権威の問題に明晰な解答を与えていないことが由来する。

しかしながらそれよりも重要なことは、アレントは権力と暴力とをまったく区別するにもかかわらず、人びとによって構成される権力の創設 foundation、すなわちはじまり beginning に暴力が潜ん

1) 本文中で直接引用するアレントのテキストの出典は、以下の通り。括弧内にテキストの略号とページ数 (アラビア数字) を記した。『暴力について Crises of the Republic, Harcourt Brace Jovanovich.1972』(略号: CR)、『革命について On Revolution, The Viking Penguin Press.1963』(略号: OR)、『人間の条件 The Human Condition, Chicago: The University of Chicago Press.1958』(略号: HC)、『全体主義の起原 The Origins of Totalitarianism, New York: Harcourt, Brace & Co. 1951』(略号: OT)。なおこれらのテキストからの引用はすべて原文からのものである。ただし『政治の約束』(略号: PP) 高橋勇夫訳版 (= 『政治とは何か』佐藤和夫訳版) については、佐藤和夫訳版に詳細な評註や付録が付され原文の要点が押さえられていると思われるので、当該テキストの引用に関しては、『政治の約束』と『政治とは何か』を相互に補う形で訳本から引用した。また『権威とは何か What Was Authority?, in Carl Friedrich(ed), Nomos 1: Authority, Harvard University Press. 1959』(略号: WA) についても、名訳として名高い『過去と未来の間』引田隆也・齋藤純一訳版 (2005) 所収の「権威とは何か」を参照し、原著を確認しつつ訳著から引用した。

でいることを認識しているということである。無論つねに秩序の源泉を問うときわれわれは、その暴力性に直面せざるをえない。斯かる「はじまりの暴力性」を認識しつつ、権力と暴力とをまったく区別し、「暴力なき権力」の可能性を模索するというアレントの思想をわれわれはどのように捉えるべきであるのか。本報告の焦点はここにある。

さて、主題に入る前にアレントにおける「権力／暴力」概念の対称性を若干確認しておきたい。なぜならアレントの権力概念は、先述のとおり通常理解されている「権力」とは異なるからである。

彼女は権力を論じる際に、力 **strength**²⁾、強制力 **force**³⁾、そして暴力 **violence** を区別する。彼女は、意図的にこうした区別を行なうことによって、われわれが日常的に権力、力、強制力、暴力といった用語を、「人間が人間を支配するための手段を示す語」として扱い、政治の源泉である公的事柄を「支配という仕事 **business** に還元する」思考に啓発を与えようとするのである。斯かる概念区分においてとりわけ重要な暴力概念は、その本質からして手段—目的カテゴリーに規定されているものであり、それゆえに「人間の事柄に適用される場合、目的を正当化し、目的に到達するのに必要な手段によって目的が押しつぶされてしまう危険をつねに孕んでいる」ものである (CR:114)。アレントによれば、それは暴力が「道具的である、という特徴」を有しているからである。暴力は、人間の生命を脅かす道具を伴うがゆえに、圧倒的な命令—服従の関係を築き上げる⁴⁾。

こうした暴力概念に対して、アレントの権力概念は、暴力からまったく区別されたものであり、かつ「単に活動するだけでなく、(他者と)共同して活動するという人間の能力に対応している。権力はけっして個人の性質ではない。それは集団に属しており、その集団が集団として存続する限りにおいてのみ存在する」ものである (CR:113)。こうした権力と暴力との対称性ゆえに、「純然たる暴力支配は、権力が失われたところで始まる」のであるが、それは、権力による暴力への統制がなくなることで、手段—目的関係が転倒し、手段が目的を規定するようになるからである⁵⁾。このような考察からアレントは権力が暴力とまったく対立するものであり、「暴力はその対立物である権力からは派生しない」ことを強調する。

以上のように、アレントの権力と暴力の区別は、前者が、複数の人びとの間の相互行為的共同関係に根ざしているのに対し、後者が、絶対的な支配—被支配関係を前提とする、一方的な支配服従関係との違いに由来する。すなわち権力は、手段—目的関係、あるいは命令—服従関係から解放されたものである⁶⁾。では、権力はどのような能力によって人びとを結びつけるのであろうか。それは人間の約束 **promise** (契約) の能力による。権力における相互行為的關係の要素は、約束の能力によって結ばれ、政治的な「同意された意図 **agreed purpose**」⁷⁾ 向かって機能するという形に、形式化されて

2) 力は、「単数の、個体的実在のうちにある何か」を指し、物や個人としての人間の特性に属するものであるが、しかし「本質的には他の物や人間からは独立した存在でもある。力はその本質的独立性ゆえに、「いかに強力な個人の力といえども複数の人間には力負けする」ものである (CR:114)。斯かる力概念は、アレント思想における製作 **work** のカテゴリーに近いといえるだろう (川崎:306)。なぜなら「製作」は、手段—目的の関係のなかで、自然に働きかけ支配する個人の能力に現されるからである。

3) 強制力は、「人が一人だけでもその仲間に対して行使しうるものであり、一人あるいは少数の人びとが暴力手段を手にするによって独占的に所有することができるもの」とされる。斯かる強制力は一般的に強制の手段としての暴力と同義語として使用されることが多いものである (CR:114)。

4) 言い換えれば、「警官の命令と銃をもった暴漢の命令」ならば、法に規定された「権力 (アレントによれば強制力)」、その象徴としての「警官」の命令よりも、「銃をもった暴漢 (道具性を備えた剥き出しの暴力)」の命令の方が、人間を服従させやすいということである。「銃身から発する命令は最も効果的な命令であり、一瞬にして最も完全なる服従をもたらす。銃身からはけっして生じ得ないものが、権力である」 (CR:141)。

5) 全体主義支配の特徴は、自己目的化した暴力支配にある。アレントにとって、自己目的となった暴力、すなわち、権力がまったく姿を消した場合の暴力支配は必然的に自壊する。それは全体主義支配の維持に行使されたテロルに端的に現われる。この場合、テロルと暴力は同じではない。テロルは、むしろ権力がごとごとく破壊され、暴力が全面的に表舞台に現われる場合に生ずる統治形態の現れである。テロルはその本性から、あらゆる権力の可能性を恐れる。そのため、外部だけではなく、内部の味方や支持者からさえも「敵」を次々と見つけ出し、「警察国家が自分の子どもたちさえ貪り食いはじめ、昨日の死刑執行人が今日の犠牲者になるとき」にテロルはその頂点に達する。それゆえに自己目的化した暴力支配は、必然的に自壊してしまうのである (CR:122-123)。

6) 伊藤賢一は、暴力的支配と権力における関係を、「垂直的秩序」と「水平的秩序」という言葉で表現している (伊藤賢一:67-68)。

7) アレントにとって、日本語で同義語のように「目的」と訳されることの多い、「**purpose**」「**end**」「**goal**」は、それぞれ異なった意味を持つ。特に「**end**」と「**goal**」の違いは大きい。彼女が権力論において求めているのは、「**goal**」である。それは行為を規定し、活動 **action** をそこへ向かわせる性質をもつ。「**goal**」は活動を超えて存続するものである。本文では「目標」という訳を充てる。「**end**」は具体的計画的な手段によって確実に到達されるべきもので、それは手段—目的カテゴリーに属する性質のものである。「**end**」は人びとの行為が終わるときにリアリティをもつ。本文では「目的」という訳を充てる。最後に「**purpose**」は、達成しようとする決意性、意図にアクセントが置かれている語なので、本文では「意図」という訳を充てる。アレントは政治に求められるべきは「目的」

いるのであり、このことは権力にとって不可欠の形式化でさえある (HC:244-245)。

共同行為関係のなかから生まれる、というアレントの権力論は、ある種の「構成的権力」というカテゴリーに属するものだということができよう。このような権力は、「政治的共同体に本来備わっているものであるため、正当化 justification を必要としない。むしろ権力は正統性 legitimacy を必要とする⁸⁾ (CR:119-120)。

1 『革命について』における権力論の展開

1-1 フランス革命の「失敗」とアメリカ革命の「成功」—その①

現代の権力論を概観すると、一方でヴェーバーのように権力論を支配—被支配、他者の意思の強制、権力の不均衡性と非対称性などの側面に注目する観点と、他方で、人びとの集合性を基礎とする社会形成的な側面に注目する観点という二つの局面が存在する。もとより、一般に社会システムがある程度構築され安定化された場合そうした秩序を守ろうとする権力の側面が強調され、革命のような急激な政治的変動時においては、新しい秩序を生み出す形成的権力あるいは「構成的権力」⁹⁾という位相が強調されることになる。

アレントの権力論は、後者の「構成的権力」といわれるカテゴリーに属するものであるが、それは、革命という「例外状況」における権力のあり方を問題化したC.シュミットの権力論とは違い、古代ギリシアのポリスやローマの共和政体から導出した公的領域の思想の本質から作り出されたものである。ここにアレントの権力論の特質を見出すことができる。斯かるアレントの権力論は、彼女の革命論(『革命について』)において政治的秩序の形成および政治的支配の根拠の問題として展開されることになる。それは社会学的な用語を称するならば、「支配(秩序)の正統性」の問題ということができよう。権力と法の本質に係わる問題は、革命という既存秩序の解体と再構築の過程において露わになるのである¹⁰⁾。

さて、アレントがその革命論において、アメリカ革命とフランス革命との比較を通じて、前者を「成功した革命」と呼び、後者を「失敗した革命」と位置づけたことは、広く知られている。この成功／失敗のメルクマールは、アメリカ革命が、自由 freedom の創設と制度化に成功したことであり、フランス革命が、「貧困からの解放」という要求を政治課題として浮上させたことによって革命本来の姿が失われ¹¹⁾、自由の制度化にも、安定した秩序の創設にも失敗してしまったという点にある。ここでは、

ではなく、「目標」である (PP:223-224)。アレントは政治的行為においては「目標」を志向しているようである。それは政治が目指すものであり、人びとの活動に、指針や指示を与えるものである。それによって人間の政治的な行為は方向付けを与えられ、目指すべき「目標」に向かって政治を運営することができるのである。いわば「目標」は、「それに従って行為が判断されなければならない標準を規定する」(PP:225)。しかし、「現実には、そのような政治的活動が目標を達成することは決してありえない」(PP:224)。それは「目標」が時間に内属している人間存在を超えて存在しているものだからである。だが、「それが無意味にならないのは、往ったり来たりする言論のやり取り—個人やら民族、国家やら国民の間での—において、他のあらゆる事柄が生起するための空間がまずはともあれ創られ、その後も持続されるからである。」(PP:224) 政治において、追求される「目標」を「目的」へと硬化させてしまうことは、人間の自由が有する偶然性をまったく排除してしまうことである。またアレントの権力論における「目標」の追求は、複数の人びとの活動の自由を守りつつも、それら活動がつねに同じ「目標」を目指しているというある種の共通性を担保させるものなのである。

⁸⁾ 「権力は、人びとが集まって一致して活動するときにはいつでも発生するが、しかしその正統性は最初に人びとが集まることによる」(CR:120)。

⁹⁾ A.ネグリは構成的権力について以下のように述べる。「構成的権力について語ることは、民主主義について語ることである。近代において、この二つの概念は、多くの場合、共通の外延をもつものであった。とにかく、この二つの概念は、二十世紀に近づくにつれて、あるひとつの歴史的過程に組み込まれながら、ますます重なり合うものになっていった。・・・(略)・・・構成的権力は政治という概念—民主主義社会においてそれが理解される形態における—そのものと同化する傾向にあるといえるだろう。したがって、構成的権力を法的・憲法的に規定するには、立憲的諸規範をつくりだし、構成された諸権力を構造化するだけでは不十分であり、まづもって構成的権力を主体として定立して、その規範を民主主義政治に付与しなければならないだろう」(ネグリ:19-20)。

¹⁰⁾ しかし星野(2000)も指摘しているように、アレントは革命という政治社会変動、ある種の暴力性を含んだ革命状況だけを念頭において権力論を問題化しているのではない。アレントは「古代ギリシアのポリス共同体から導き出した政治的なもの本質から権力概念を作り上げ、しかも、革命という政治変動あるいは例外状況のなかで権力現象を問題化」しているのである(星野:101)。

¹¹⁾ こうしたアレント革命論の見解は、彼女独自の政治観、すなわち古典ギリシアのポリスや古代ローマの共和政に見られた、公的領域における自由の実現という理想(ここでは「貧困からの解放」という社会の物質的再生産の問題とは切り離された「自由」な市民たちの物質的利害から解放された、「公的」な話し合いが実現される)の追及にあるのであるが、その姿勢が、「社会問題」を政治

アレント独自の権力論に基づいて展開された政治的秩序の創設とその正統性をめぐる彼女の考察に注目したい。

そもそも、革命という急激な新制度設計の段階においては、新たな秩序の正統性が必要となる（伊藤賢一:65）。アレント権力論に関しては、この創設＝はじまりの問題が重要になってくる。無論、このはじまりは、アレントの活動の本質を成すはじまりの能力に他ならない。斯かるはじまりの問題の処理に関して、フランス革命とアメリカ革命とでは、その歴史的経験の差異からして決定的な違いがあった。その違いとは、革命段階において問われている政治的秩序の正統性根拠である。

フランス革命時、革命政府は旧体制を壊滅させ、絶対君主の有していた法と権力の源泉を、「人民」あるいは「人民」を代表する革命政府のもとに奪還した。アレントによると、フランス革命の失敗はここにあり、それは「人民」を法と権力の源泉としての権威にすえたことで十分な政治的秩序を構築しえなかったという理由による。なぜなら「人民」の名において制定した権力は、「その源泉と起源が政治領域の外部にあるような『自然的』力のことであり、革命が他ならぬ暴力のかたちで解放し、暴風雨のようにアンシャン・レジームの制度をすべて一掃してしまった強制力のことであった」からであった（OR:181）。

アレントによると、フランス革命政府の直面した秩序をめぐる正統性問題の浮上には、第一に、「憲法制定権力 *pouvoir constituant* と憲法によって制定された権力 *pouvoir constitué* とのあいだ」に区別を設けることが困難であったこと、第二に、憲法制定権力の源泉たる国民を「自然状態」にあると考へたこと、が起因しているという（OR:162-163）。第一の要因は、「憲法制定会議の権力そのものが、それ自身憲法に先行する以上、立憲的なものではな」かったからであり、第二の要因は、国民の「自然状態」を想定したために、法の有効性を引き出すための正統性の源泉たる「源泉と最高支配者」「より高い法 *higher law*」を必要とせざるをえなかったことにある（OR:183）。アレントのみるところ、秩序の正統性根拠である主権は、「人格という個人的な実体であれ、国民という集合的な実体であれ、孤立した単一の実体によって要求される場合、常に虚偽」（HC:244-245）なのである。アレントのいう主権は、人びとの相互の約束の能力によって結ばれ、政治的な「同意された意図」に向かつて機能する団体においてのみそのリアリティが発揮される。人びとを結集させる約束の能力は、「同意された意図」に対してのみ有効であり、拘束力をもっているのである（HC:244-245）。このようなアレントの主権概念からすると、フランス革命政府の掲げたルソー的な「人民の意志」は、法の事実性を隠蔽することになるがゆえに、主権は国法制定に係わる十分な権威はもてない。にもかかわらず、フランス革命は、権力と法を無批判に同一のものと信じていたために憲法制定権力と憲法を制定する権力とのあいだの悪循環に陥り、失敗を余儀なくされたのである（OR:182-183）。「フランス革命は、権力、法の源泉として『憲法制定権力』たる『人民』を神格化したか、それは『人民』への貧困への『同情』を政治の領域にもたらし、その『同情』を最高審級とするテロルをもたらすことになった」（石田:191）。アレントの見るところ、「一般意思」に基づくルソー的共同体は、ただひとつの「意思」を持つ巨大なひとつの生物のような様相を呈する。そもそもアレントの公的領域は、そうした「意思」という精神内部の「闇」を脱し、光の領域たる公的領域にペルソナ（法的な人格）を被り、進み出ているかねばならないものである。そこでの現われ *appearance* を通して、人間は他者と交わりを行うことができるのである（古茂田:28-31）。

これに対し、アメリカ革命政府は、フランス革命のような失敗に陥ることはなかった。それはアメリカ革命時、すでに各地方にタウン・ミーティングといった地方自治組織が存在していたからである。アレントによれば、アメリカ革命以前から人びとは、すでにこの各自治組織が生み出す秩序や法を信頼していたという。「州憲法をつくり、最後には合衆国憲法をつくらせた人びとの憲法制定権力について、どんな重大な疑義も生じなかった」という出来事がアメリカ革命における「大きな幸運」のひとつであった（OR:165）。

アメリカでは、各地方自治組織へは全市民の参加可能性が開かれており、アレントの権力論との関

的領域から排除するものとして、マルクス主義者たちからの批判を受けることになる。このマルクス主義者の提起する問題自体は、重要な論点のひとつであるが、本報告での問題関心と位相を異にしているため、ここでは言及しない。

連でいえば、複数の人びとの間の相互の約束（契約）によって結ばれた権力の構成の伝統が根付いていたのである。フランス革命が権力を、古くは宗教的権威から始まり、絶対君主の権威ついでそれにとって代わった「人民」の権威という単一の絶対者から下への一方的な関係、いわば命令—服従の原理において理解していたがゆえに失敗したのに対し、アメリカでは、人びとの相互の約束によって構成される「水平的」で関係論的な権力のあり方を理解していたがゆえに、それを実行しえたのである。アメリカ革命が達成しえた政治的秩序形成の成功は、権力を、複数の人びとの間の相互契約（約束）による自己構成として位置づけ、その秩序の源泉を、ただ契約者間の互いの合意（同意）に求めたという点にある。いわばアメリカ革命の「成功」は、アレントが志向する権力（「構成的権力」）を定立しえたところに求められるのである。

1-2 フランス革命の「失敗」とアメリカ革命の「成功」—その②

また、そればかりかアメリカ革命によって成し遂げられた権力の定立は、それが権威から相対的に距離をとった形で形成されたため、フランス革命のように絶対権威としての「人民」への「同情」の名のもとに吹き荒れたテロ的暴力を、まったく排除することにも成功したのである。フランス革命は、革命時における暴力を革命政権樹立以後においても継続させ、その結果斯かる暴力ゆえに自壊することになった。ロベスピエールの「失敗」である。

革命という政治的社会的変動には必ず暴力が付きまとう。革命はつねに暴力的行為であった。それはフランス・アメリカ両革命に共通している。しかし問題は、革命政権樹立以後においても革命時の暴力を継続あるいは存続させてしまうか否かである。フランス革命は「人民」の名において革命を勃発させ、革命政権の成立後も「人民」の名においてテロルを行使することになったのに対し、アメリカ革命の場合は、宗主国イギリスからの独立を成し遂げた後にはフランス革命のようなテロルの連鎖には陥らなかった。それは権力の源泉を人びとの約束（契約）に求め、さらにそれとは区別された法の源泉を「新しい共和政」の創設以後に求めたことにある。ここでは、アレントが『政治とは何か』のなかで言及している、政治における「目的 end」と「目標 goal」の区別を参照しながら、革命にともなう暴力を維持せざるを得なかったフランス革命と、革命にともなう暴力を革命政権樹立以後に克服できたアメリカ革命との差異を確認してみたい。

アレント曰く、ロベスピエールの失敗は創設を製作 work のイメージで理解したことにある（WA:189）。この場合製作のイメージとは、手段—目的カテゴリーに拘束されているものであり、政治体の創設を至高の「目的」ととらえることである。ロベスピエールは、創設の行為が政治的行為の中心であり、公的領域の樹立を可能にする偉大な行為であると確信していたがその反面、創設という「目的 end」のためにはいかなる手段も、とりわけ暴力的手段でさえも正当化されると理解していた。そのスローガンは「木を切り倒さずにテーブルをつくることはできない、卵を割らずしてオムレツをつくることなどできない、要するに、人民を殺さずに共和国をつくることなどできない」（WA:189）というものであった。彼は革命政権の樹立という目的 end のために、暴力を含むすべての手段を正当化したのである。

アレントにとってこの場合、「目的」は具体的計画的な手段によって確実に到達されるべきものであり、それは手段—目的カテゴリーに属するものである。「目的」は人びとのすべての行為が end（終結）した後に始めてリアリティをもつ。それは椅子が、職人（worker 工作人）の手によって完成した場合に初めて椅子たる本質を現すのと同じである。「目的」はあきらかに手段—目的カテゴリーに属しており、そうであるがゆえに、手段や目的を正当化することによって「目的」自体を「石のように硬直化」させてしまうのである（PP:224）。政治において、追求される「目標 goal」（アレントは政治的行為において「目標」を志向している（PP:223-225））を「目的」へと硬化させてしまうことは、人間の自由が有する偶然性をまったく排除してしまうことである。すなわち「目的」を追求するというのは現在の位置からの超越に他ならない。しかし、時間に内属する存在である人間にとって（アレントはハイデガーの存在論から多分な影響を受けている）、未来への跳躍はつねに不完全なものに終わる

ほかはない。したがって失敗は必然なのである。行為にはつねに「意図せざる結果」がついてまわるのであるから、「目的」を追求する行為はすべて「目的」には到達できない。それを無理に追求しようとすれば、これに逸脱する人間の行為ならびに人間自体をテロルの暴力によって抹殺しなければならない。まさに創設を製作のイメージで理解したロベスピエール率いるフランス革命政府の「失敗」は、創設そのものを「目的」とするがゆえに、それに逸脱する人間を悉くテロルにかけたことにある。革命にともなう暴力は、政治体の創設を製作のイメージで捉え、革命自体を「目的」化したために、革命が成立してから以後の世界において、より一層の暴力連鎖に陥らなくてはならないのである。

それに対し、アメリカ革命の「成功」は、権力の源泉を複数の人びとの間の約束（契約）と契約者間の互いの合意（同意）に求めたという点にあった。すなわち権力の源泉と法の源泉とを区別していたがゆえに、フランス革命の陥った支配の正当性問題（アレントはこれを「絶対者」の問題と呼ぶ）を回避できたのである。さらにアメリカ革命政府の「成功」は、権力と区別した権威の所在を古代ローマの共和政の範例に求めたことにある。周知のように、トマス・ジョファソンらアメリカ建国の父たちは、憲法や政治体制、司法制度といった「新しい共和政」（合衆国建国）を構築する際に、古代ローマ的な共和政を範例とした。古代ローマの共和政における政治体の権威は、伝統や宗教的価値観と不可分のものであったために、ローマ建設時の祖先に対する尊敬と結びついていた。したがってそれはローマの建国という行為、そして建国されたローマという政治体自体に対する権威の所在を窺わせるものであった。このことからアレントは、アメリカ革命の法の源泉たる「絶対者」を、合衆国建国の行為それ自体、そして建国された合衆国それ自体への尊敬に求めたのである。すなわち、アレントにとって法を正統化する権威は、「人民」や神といった形而上学的存在ではなく、法というエクリチュール自体、したがって法の制定（「創設行為」）それ自体への崇拝に求められたのである。

アメリカ革命が齎した権威と権力との明確な区分、すなわち「憲法制定権力 *pouvoir constituant* と憲法によって制定された権力 *pouvoir constitué*」とを明確に区分する政治的対処は、創設自体に権威を宿しながらもそうした権威とは区別された構成的な権力によって、革命以後の政治体を、人びとの様ざまの意見・応答の協議過程における正当性根拠の蓄積を通じて構成し、進むべき政治的目標を決定していくことができるのである。すなわち、人びとは「革命そのもの」に拘束されることなく、今後の政治体の在りようを「相互契約と共同の審議」において決定していくことができるのである。それは政治的な文脈でいえば政治体における立法行為であろう。アメリカ革命の「成功」は、創設行為それ自体に権威を保たせることにより、権力をそれから区別し、権力の在りようを政治的な「同意された意図」を集団軸とした共同行為的な関係としての構成化に「成功」したことにある。それはすなわち、安定した秩序を生み出しただけでなく、さらに、公的領域における自由の実現という理念の制度化に「成功」したことということの意味しているのである。

2 アレントにおける政治的秩序の正統性問題

さて、アレントの革命論における政治的秩序の形成に関する議論で注目したいのは、権力と法の源泉を分けるか否かが、革命すなわち新秩序の構成の成否を分けるメルクマールになっている点である。フランス革命は、権力と法との同一を自明視し「人民」にその源泉を与えたために支配の正当性問題、すなわち権力と法の権威問題に直面せざるをえなかった。これに対しアメリカ革命の成功は、権力の源泉と法の源泉とを区別していたがゆえに、革命当初の支配の正当性問題を回避できたところであった。したがって「アメリカ革命の人びとは、フランス革命の人びとや特にロベスピエール自身が陥ったのと同じような不条理には落ち込まなかった。そのただ一つの理由は、アメリカ革命の人びとが、権力の源泉は下の人民の『草の根』から生ずるものであるのに対し、法の源泉は、『上の』或る高い超越的な領域 ‘above’, in some higher and transcendent region にあるとして、権力と法とを曖昧さを残すことなくはっきりと区別したことにある。」(OR:182) では、アメリカ革命政府が法の源泉に求めた「超越的な領域」すなわち「より高い法 higher law」や「絶対者の必要 the need for an absolute」

とは何を指すのか¹²⁾。

そもそもアレントのみるところ、彼女が自身の政治理論の範例として援用する古代ギリシアや古代ローマにおいては、「超越的な領域」あるいは政治的秩序の正統性根拠としての法をさらに根拠付ける「絶対者」という観念自体存在しなかったという。というのは、近代的な法の統治形態の原則、すなわち「超越的な領域」という観念は、古代ギリシア以来の人間の人間に対する支配、その統治形態を定義するために考えられてきた観念に端を発するものであったからである。このような法観念は、ヘブライーキリスト教的戒律の踏襲の結果、命令—服従関係を包含した近代法へと変異したのだという (OR:185-187)。

しかしながら、アレントがいかに鋭く近代以降の法に内在した命令—服従関係を批判し、古代ローマにおける法原理を範例として提示したとしてもそれだけでは近代以降を生きるわれわれにとっては不十分であろう。それは「一方では、ヘブライ的キリスト教的伝統によって『宗教的認証』の必要性を

受け継ぎながらも、他方で近代における世俗化の結果そうした認証の効力が低下してしまった近代社会において初めて、『絶対者の問題』は解決しなければならない課題」となるからである (伊藤賢一:69, 強調点原文)。

しかしアメリカ革命における (法の源泉たる)「絶対者」問題に関するアレントの考察は、あまりこの問いについて明確ではない。この問いに対する彼女の主張は、アメリカ共和政の創設という行為に対する揺るぎのない信頼がアメリカ革命において法に源泉を与えたというものである。それは古代ローマの権威概念を再興すること、いわば権威は古代ローマの共和政が参照された、という事実性に依存している。

先述のように、アメリカ革命において法を正統化する権威は、法というエクリチュール自体、法の制定 (「創設行為」) それ自体への崇拝に求められた。このようなアレントの解答に対して、伊藤 (1999) も指摘しているように、建国の父たちが意識的に取り入れた古代ローマ共和政への共感が、歴史的・社会的状況もまったく異なるアメリカの多くの人びとに「無批判で、ほとんど盲目的」に共有されたのはなぜか (伊藤賢一:70)、という疑問は残る。さらにまた別の問いを立てるとするならば、たしかにアレントのいうように、新しい政治的秩序の建設当時は、古代ローマ体制への共感や憧憬が秩序の権威維持に結びついたということもできよう。しかしながら、政治的秩序が建国当初のころよりも時間的に経過し、もはや建国の「当初」など知らぬ人びとが、建国の父たちと同じような古代ローマの共和政への共感を純粹培養的に持ち続けられるのであろうか。これらの問いについてアレントはそのこと自体が合衆国の「大きな幸運」だと解答している。

以上のようなアレントの権力論の展開および政治的秩序形成に関する議論のなかで、アレントが、アメリカ革命における「大きな幸運」だと述べた古代ローマ共和政の範例に対する尊敬という根拠だけでは、近代における法の「絶対者」(源泉)の問題にやはり疑問が残ろう。次節では、法の問題¹³⁾に焦点を絞つつ、アレントの権力論の展開にとって見過ごすことのできない課題、すなわち政治的秩序 (法) の正統性問題はいかに担保されるのか、という課題を確認していきたい。その際、政治

12) ここでの問題は、法の源泉にあるのであるが、では権力に関してはというと、アレント曰く、「権力は政治的共同体の存在そのものに本来備わっているものであるから、いささかの正当化 justification も必要としない。権力が必要とするのは、正統性 legitimacy である。・・・(略)・・・権力は、人びとが集まって一致して行為するときにはいつでも発生するが、しかしその正統性は最初に人びとが集まること getting-together に由来するのであって、その後続くであろう何らかの行為に由来するのではない。正統性は、異議が申し立てられたときには、その過去 past に訴えることを根拠とするが、これに対して正当化は未来にある目的 end に関連している」(CR:119-120) という。権力は法と切り離されているがゆえに、支配の正当性問題に直面することはない。正統性が求められるのは、法の方だということである。

13) 石田雅樹 (2009) は、このようなアレントにおける政治体秩序に関する問題を「革命のアポリア」と呼ぶ。『革命のアポリア』とは、次のような問題を意味している。すなわち、『革命』によって新しい制度をスタートさせる政治体は、それ以前の体制に拘束されない新たな『はじまり』となり、新しい出発を志向すればするほど、それだけ一層『法』と『権力』の正統性の問題、恣意性を克服する『権威』の問題から免れられない、ということである (石田:176)。石田は、アレントはアメリカ革命における「権威問題」は、新たな政治体を「創設」(「はじまり」) することそれ自体が「権威」を有するという、「はじまり」と「原理 principium」の同一性によって、アポリアの解消が図られていたと述べる (石田:183-184)。これはアレント自身も『革命について』のなかで言及していることである (CR:212-214)。

体の秩序の源泉を問うときには、必ず暴力がついてまわることは否定できない。アレントもはじまり＝「創設」が暴力性をともなうことを認めている。ということはつまり、つねにはじまり（「創設」）を問題にするのならば、その暴力性という不可避の問題に陥らざるをえないということになるろう。むしろわれわれの問題は、アレントがいかにかこの政治的秩序の源泉をめぐる暴力性を克服するように努めたかである。

3 はじまりの暴力性への批判

これまで見てきたように、アレントの権力論をめぐる秩序の正統性問題には、彼女自身の明確な理論的解答は与えられていない。たしかに、われわれも秩序の源泉を問うときその暴力性に直面せざるをえない。しかし問えば問うほど、それは暴力でしかないことに気付く。

革命の現象とはじまりの問題との関連は明白である。このようなはじまりが暴力と密接に結びついているに違いないということは、聖書と古典が明らかにしているように、人間の歴史の伝説的なはじまりによって裏づけされているように思われる。すなわちカインはアベルを殺し、ロムレスはレムスを殺した。暴力ははじまりであった。暴力を犯さないで、はじまりはありえなかった。(OR:20)

秩序の起源を問えば、それは必ず「はじまりの暴力性」あるいは恣意性に直面せざるを得ない。アレントも上記の彼女自身の言葉が示すように「はじまりの暴力性」を認識していたのである。「はじまりの暴力性」を認識しつつ、権力と暴力とをまったく区別し、「暴力なき権力」の可能性を模索するという彼女の思想をわれわれはどのように捉えるべきなのか。

注意が必要なのは、「はじまりの暴力性」および「暴力なき権力」という一見すると矛盾するアレントの志向性、あるいはまた複雑に入り組んだ情勢に対して、「自由／暴力」「公的領域／私的領域」「行動／活動」等の二分の範例による特殊な解釈方法はアレントが意図的に思索したものであるということである。事実、森川（2002）が指摘しているように、これまでのアレントの思想をめぐる解釈は、このようなアレントの独自の解釈図式に棹差すものであった（森川:55）。斯かるアレントの志向性に彼女の困難、すなわち暴力に抗いつつ新たな共生の空間を創設するというアレント思想の困難が孕まれている。それは、はじまりとしての自由と暴力への退行との親和性の克服というアレント思想のアポリアということができよう（森川:68-69）。斯かるはじまりをめぐるアポリア、換言すれば、アレントが政治および自由の核心として位置づけた活動概念そのものに内在するアポリアは、これまでアレント思想をめぐる解釈に付きまどってきたものである。

周知のように、活動とは、複数性をその条件として公的領域内において営まれる、言論を伴った他者への自己暴露的行為である。斯かる活動による自己暴露をもって、人間は他者に己れの唯一 *uniqueness* な物語を演じる俳優 *actor* となり、公的領域内において偉大さ *greatness* を得ることができる。こうした各人の相互行為による政治とは、互いの差異のうちに固有の物語を顕現すべく競い合う闘技 *agon* の場に他ならない。したがって活動概念の特質は、「英雄的」で「闘技的」かつ著しい「個人主義的」な側面をもつものとして定義されることになる。こうした活動および公的領域などの範例となるのが古代ギリシアのポリスである。

他方、権力論に見られるように、活動には共通の事柄を構成することを通して共生の空間を創出する、「調整的」で「共同的」な側面が見られる。先述のように、アレントにおける権力は、現われの空間すなわち公的領域を存続させるものであり、人びとが言論と活動の様式をもって共生 *together* しているときその間に生まれるものであった。よって権力の発生を支える唯一の物質的基盤は、人びとの共生である。これについては、J.コーエンやA.アレイトも、アレントの活動概念の自己暴露的行為類型が、権力概念に見られるように規範志向的なコミュニケーションに基づいていることを指摘して

おり¹⁴⁾、アレントの権力概念が活動の規範性を支えるものとして捉えられている。あるいはまたこのようなアレントの権力概念は、ハーバーマスに代表される、アレントの連帯主義的な側面に注目した、コミュニケーションによるアソシエイティブな協同行為の実現に向けた研究の展開を支えることにもなる。このような側面を携える活動が十全な機能を発揮するのは、「間にあるもの *in-between*」としての世界の事物を囲み、互いに世界の事物を「気遣う」という西欧ヒューマニズムの伝統精神に立脚しつつ、共通世界の維持と存続に対して政治が行われる場合である。アレントの権力論に見られる斯かる側面は、共和国の創設 *foundation* という古代ローマ的政治の核心にその範例をとっているのである。事実、アレントの評価するアメリカ革命はローマ的共和制を範例としていた。

『人間の条件』などの著作では、公的領域の範例として古代ギリシアのポリスが引き合いに出されることが多い。しかし注目すべきは「闘技的」で著しい「個人主義的」な側面をもつギリシア人の活動は、その「闘技」ゆえに無制約な闘争に陥り、その結果ポリスを崩壊へと誘うことになったということである。こうしたギリシアの悲劇を活動概念に当てはめてみても、もしも活動のギリシア的位相が人間的生の本来のあり方だとするならば、それは人びとの共生の否定あるいは既存の秩序の解体によってしかありえない。アレントのはじまりは、私的な生 (*zoe*) とは区別された各人固有の生 (*bios*) を端的にあらわす相互行為によって際限のない闘技状況に陥り、複数の人びとの共生を解体してしまう危険性を孕んでいるということになる。アレントが批判するプラトンの統治は、ポリス内における斯かるアゴニスティックな行為の結果、中庸の徳を忘れ、傲慢 *hubris* へと陥ったギリシア人たちへの支配の類型（「人間事象の脆さ」の克服）に他ならない¹⁵⁾。とにもかくにも、古代ギリシアにおける活動のカオス状態ゆえに、プラトンは支配のためにイデア論を応用し、それを受けたアリストテレスは共通善という倫理的なものによって、人間の間人間に対する支配を行なおうと企てた (WA:162-163)。アレントによれば、さらにこうした古代ギリシアに端を発する前近代的な支配観念は、ヘブライーキリスト教的戒律を踏襲することによって、命令—服従関係という近代的な法へと成長していくこととなる。

このような古代ギリシアのポリス的な活動概念に対し、権力論が問題の場合アレントが求めるのは、古代ローマにおける共和政の思想である。古代ローマはギリシア哲学の影響を受けながらも、権威という概念によって、すなわちローマ創設の父祖の偉大さ（はじまり＝創設）によって政治的共同体の構成を成し遂げた。アレントは『権威とはなにか』のなかで再三にわたって古代ローマにおける権威が、ローマ創設という過去に結びつき、それゆえに権威を有するということを論じている。アレントが、伝統・権威・宗教という古代ローマの観念の三要素を強調するのは、はじまり、すなわち過去の創設自体が権威を有しているということを訴えたいがためである。問題は、アレントの活動をめぐり、斯かる二つの位相の連関をわれわれが如何に捉えるべきかである。

はじまりに暴力が潜在していることはアレントも認識していた。しかしまた彼女は、権威がそうしたはじまりに存していることも強調している。再度確認するならば、秩序の源泉を問えば問うほど、そこには暴力性が抜きがたく存在しているのである。われわれの問題は、アレントが暴力なき権力の可能性を論じながらも「はじまりの暴力性」を認識していたことを理解することである¹⁶⁾。もちろん革命という「例外状況」は暴力以外の何ものでもない。フランス革命はバスティーユ牢獄を襲撃した際、監守の首を革命の旗印にしたし、アメリカ独立戦争はイギリス商船を襲撃（ボストン茶会事件）

14) Jean L. Cohen and Andrew Arato, 1992. *Civil society and political theory*, Cambridge, Mass. : MIT Press p.179

15) こうしたプラトンの支配類型を踏襲したのがホップズのリヴァリアサンの支配である。ちなみにアレントの見るところ、ホップズ的な権力概念は、「孤立した個人の共同生活における万人の万人に対するアナーキスティックな競争」において形成されたものであるがゆえに、「このような性格に基づく共同体は、平穏な安定の中では滅びるしかない」とされる。なぜなら「このような社会に築かれた国家は、権力を維持したければ、より多くの権力を得るように絶えず努めなければならず、絶えざる暴力の拡大、暴力の蓄積過程のなかにあつてのみ、国家は安泰でいられる」からである (OT:223-234)。

16) はじまりの暴力性という問題は、アレントの活動論における「英雄主義的」で「闘技主義的」な特質とリンクしている。M.ジェイ (1989) は、七八年に執筆された実存主義的なアレント解釈の論考のなかで、徹底的に自由を強調された活動におけるはじまりはその特質ゆえに、破壊的な暴力とニヒリスティックな親和性を有しているという問題を提起している。が、しかしそれでもなお、アレントの活動論において斯かる親和性は、アレント自身が強調するところのものである。アレントは「始める」「導く」(*archein*) および「自由」「何かを動かす」「過程を解き放つ」(*agere*) という意味を活動に付与し、人間が「一人一人誕生するごとになにか新しいユニークなものが世界にもちこまれ」、世界に「なにか新しいことがはじまる」という特質をはじまりの能力に求めるのである。

したことにより革命の狼煙を上げた。いかなる革命も暴力からはじまるのである。ということは、いかなるはじまり＝創設も暴力に他ならない。それでもなおアレントは権威を、はじまりの能力それ自体に求めるのである。

ここでわれわれは、アレントが権威と権力とを区別していたことを思い出さなければならない。アレントは権威をはじまりそれ自体に求めるのであるが、しかし権力は権威と区別されたものである。それゆえに権力には「はじまりの暴力性」は含まれないということになる。あるいはまた、アメリカ革命においても、はじまりは合衆国創設という権威にだけ向けられ、革命政権樹立後に発生する権力においては「憲法制定権力 *pouvoir constituant* と憲法によって制定された権力 *pouvoir constitué*」として権力の範囲から区分されていた。

再びアレントの「権力／暴力」論の対称性に議論を戻そう。アレントの権力は、暴力とはまったく区別されたものであり、それは個人の力に存せず、「集団に属しており、その集団が集団として存続する限りにおいてのみ存在する」ものであった。いかにはじまりに暴力性が見出されようとも、それが集団として維持され、存続される権力の場合には暴力性が含まれてはならない。ということは、アレントははじまり＝創設に必然的にともなう暴力性を認識しつつ、フランス革命のように斯かる暴力性が持続しない権力論の可能性を構想していたということができるとは思えないだろうか。すなわち、はじまりとしての活動の「英雄的」「闘技的」な側面を強調しつつも、それが単なる既成の秩序の解体にとどまることなく、共通の事柄を構成することを通して共生の空間を創出する「調整的」で「共同的」な側面を包含するような構成的な権力の可能性がアレントの思想のなかに発見できるのではないだろうか。このように考えた場合、アレントの権力論における「同意された意図」を集団の中心軸とする複数の人びとの集合性は示唆に富んでいるように思われる。

すなわち「同意された意図」が活動の恣意性、はじまりの暴力性を制約するのである。権力は政治的な「同意された意図」に向かって機能するものである。権力を構成する人びとは「同意された意図」を共生の基盤とすることで集団を形成する。権力が構成されるには、すでに共通の基盤が設定されているのである。そうであるがゆえに、共通の基盤なきアゴニスティックな活動は人びとの共生を解体しさえするものであるが、構成された権力においては活動の破壊的な暴力性は制約されることになる。それは「同意された意図」により集団の基盤が保障されているためである。政治的に目指すべき「同意された意図」が存在するがゆえに、各人がバラバラになることなく、各人の個別な活動はその力を発揮することが出来る。アレントのいう主権は、「同意された意図」を集団軸に掲げ、人びとの相互の約束によって結ばれた集団においてのみ、そのリアリティが発揮されるものである。人びとを結集させる約束の能力は、「同意された意図」に対してのみ有効であり、拘束力をもっているのである。

権力を構成する集団においては、人びとは「同意された意図」に対してのみ拘束されているのであるから、人間の人間に対する支配といった暴力性は現出してくることはない。また活動の恣意性やはじまりの暴力性は、「同意された意図」という共通の基盤を有している限り、ニヒリスティックな行動主義に陥ることなく、既存の「何かを動か」し、決められた「過程を解き放つ」ものとして機能することになる。こうした集団における主権こそ、アレントにおける政治的共同体ないしは秩序の正統性根拠であり、権力そのものから暴力を排除し、さらには「はじまりの暴力性」を「同意された意図」という権力の基盤によって克服することで、暴力を生むことなく、むしろそれを政治的な「目標」へと収斂させることで、とてつもなく大きな権力を形成することができるのである。

アメリカ革命の「成功」は、権威の源泉としてのはじまり＝創設を革命政府の権力から分別し、権力の源泉を人びとの間の約束と互いの合意（同意）にのみ求めた点にあった。斯かる同意は新秩序創設以後の政治体の目指すべき政治的「意図」にのみ拘束されていた。さらにアメリカ革命の「成功」から窺える構成的な権力論の可能性は、はじまりの暴力性を新秩序創設の後も維持しないということにあった。すなわち革命自体が「目的」ではなく、革命後の政治こそが「目標」なのである。そのため革命以後における政治は、目指すべき政治的「意図」へ向けた、複数の人びとの活動によってのみ運営され、権力は、政治体の進むべき「目標」を指し示すがゆえに、人びとは革命そのもの（はじまり自体）に拘束されることなく、今後の政治体の在りようを共同の審議において決定していくことができるのである。アレントの権力論における政治的「目標」の追求は、革命自体を「目的」とするこ

となく、複数の人びとの活動の自由を保障しながらも、各人が政治的に「同意された意図」に向かって、「相互契約と共同審議」の空間を保持していくかということ为前提としている。そこでは暴力的な要素は一切排除されることになる。アレントの権力論の可能性は、いかに革命当初の暴力性を、革命以後の構成的な権力に持続させないかにかかっているのである。

4 アレントの法概念 —結びにかえて

これまで見てきたように、アレントの権力および法に関する考察から学ぶことは多い。われわれが自明視している、暴力的な根源をもった「権力（アレント的には強制力）」を批判し、権力それ自体を目的にするという考察によって、従来の支配—被支配関係あるいは命令—服従関係という秩序を、人びとの「水平的」な関係論的秩序として提示することは、暴力なき権力の可能性を論じるうえでも重要な思想である。ここでは、「本来の」政治のための諸条件を探求するアレントが範例とした古代ギリシアと古代ローマの法観念を、アレントの言に倣って確認してみたい。その場合、アレントの訴える条件のなかで、暴力なき権力という理想的モデルのために、とりわけ重要と考えられるのは、古代ローマにおける法観念が意味していた、人間関係の「親密な結びつき」という原則である。

さて、アレントは法を論じる際に古代ギリシアや古代ローマにおける法の観念を参照とする。それは近代法を批判することで、古代の法観念への現代的再興を訴えているのではない。むしろ彼女は、近代以降の世界、すなわち「現在」という時間的位置から、「本来」の政治が行なわれていた原風景へ視線を向けることで、忘れられた政治の可能性を改めてわれわれに思い起こさせようとするのである。

アレントのみるところ古代ローマの法は『親密な結びつき』あるいは「関係」を意味し、法は「新しい同盟と新しい統一を構成する条約と協定」であった。注目すべきは、アレントが古代ローマの法観念が意味している「親密な結びつき」を評価している点である。このローマ法は、活動 **action** によって生まれる、限りなく拡大し続ける人間関係を結びつけ、そして「関係の網の目 **web**」に織り込み、「新たな繋がりを誘発したり、現行の関係性の布置を変更したり、ひいては、つねにより遠くへ遠くへと伸びて行き、最初に活動を起こした人間の予想をはるかに超える多くの事柄を相互に関連し合う運動に引き入れるのである」（PP:218）。

しばしば、アレント思想は、その政治観の「純粋性」ゆえに批判されることが多い。それらの批判のなかでもとりわけ重要な論点は、彼女の権力論は集団の合意形成、つまり、様ざまの意見・応答の協議過程における公共的理由の正当性根拠の蓄積を通じた、「内部的」な共同行為関係の自己構成を強調するあまりに、翻って、「外部」を生ぜしめてしまう危険性がある、というものである。この批判は、排除を否定する公的空間の理念からしても見過ごすことのできないものであるが、アレントの古代ローマの法の言及に関する限り、この批判は当たらない。なぜなら、古代ローマの法観念の範例は、人間関係の「親密な結びつき」を強調しながらも、それが内部的凝集性の維持に留まることなく、「新しい同盟と新しい統一を構成する条約と協定」という要素を取り入れることで、複数の人びとを包含する連邦制的協調関係の可能性を開いているという点において評価できるものだからである。

これに対して古代ギリシアの法観念の意味するものは、公的領域と私的領域、あるいは政治と経済、ポリスと戦闘地を物理的な城壁で囲むように、「境界を定めることであり、結びつきや連携を形成することではな」かった。つまり古代ギリシアの法は、それが囲い込んでいる空間にのみ拘束力をもつものであり、それは暴力、すなわち手段—目的カテゴリーに属する製作 **work** に内在する暴力性を含むものであった（PP:212-213）。またこの法は、それに従う人びとを服従させ、人間の人間に対する支配を完遂するものである。「すなわち法こそはポリスの主人にして命令者であり、他方、ポリスでは誰も自分の同輩に命令する権利を持たない」のである。かくして斯かる法は、家政内における「父親と暴君がひとつになったもの」という性質を顕にする（PP:213）。そしてアレントのみるところ、斯かる法によって「ギリシア全体が、都市国家たるポリスのノモスゆえに、ついには滅んでしまったことに疑いはない」という（PP:218）。

ここで注目すべきは、『人間の条件』などでアレントが述べる、古代ギリシアの実定法との関係であ

る。この場合述べられている実定法概念は、アレント特有の概念である「世界」と関係している。斯かる「世界」がアレントの公的領域を支える基盤であるのは、周知の通りである。人間は「出生」という存在論的な事実性において「世界」に「はじまり」をもたらす。それは否応なく、人間関係 (web) のなかに、変化をもたらす、なんらかの布置を変動させるものである。アレントの「世界」は、このような人間の「出生」によって常に変化にさらされているのであるが、その変化にも係わらず、人間世界に一定の枠組みを施すものが、実定法である。実定法は、人間の生死による絶えざる変化にあって、混乱が生じないように、「世界」の同一性を担保するものである。このようなギリシア法と世界との親密な関係は、『全体主義の起原』から述べられているものであるが、アレントによれば、ギリシア法はその特質ゆえに、ポリスを破壊することになったと述べている。この主張をどのように受け止めればよいのか。

今後、このようなギリシア的法概念の語られ方、およびローマ的法概念との関連などをアレント思想から汲み取る必要があるだろう。それはまた、アレント思想のなかでどのように位置づけられているのかということが課題となる。本報告におけるこれまでの考察のように、われわれは、アレントの暴力批判の要諦、および残された課題としての政治的秩序の正統性問題へさらに批判の目を向けねばならない。もっともアレントの独創的な思想が、現実政治の諸問題への具体的解を提供するものではないという批判も確かである。しかし、重要な点は、アレントが過去を振り返り、現代の政治に欠けているあるいは変化してしまったと見る諸条件の探求である。アレントは、現代、人間の自由を擁護することのできない政治を憂いつつ、理想的モデルを実現するために、その諸条件を見極めているのである。それがアレントの思考スタイルであり、われわれが学ぶ点であるということを確認しておきたい。

参照・引用文献

- Arendt, Hannah, 1951. *The Origins of Totalitarianism*, New York: Harcourt, Brace & Co. (大久保和郎・大島通義・大島かおり訳 2001・2006・2007『全体主義の起原 1,2,3』みすず書房)
- , 1958 *The Human Condition*, Chicago: The University of Chicago Press. (=2007. 志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫)
- , 1963. *On Revolution*, The Viking Penguin Press. (=2007. 志水速雄訳『革命について』ちくま学芸文庫)
- , 1968. *Between Past and Future: Six Exercises in Political Thought*, New York, Rev. ed. (=2005. 引田隆也・斎藤純一訳『過去と未来の間』みすず書房)
- , 1972. *Crisis of the Republic*, Harcourt Brace Jovanovich. (=2000. 山田正行訳『暴力について』みすず書房)
- , 1993. *Was ist Politik*, in Ursula Ludz. (ed.), Piper Verlag GmbH, München. (=2004. 佐藤和夫訳『政治とは何か』岩波書店)
- , 2005. *The Promise of Politics*, in Jerome Kohn. (ed.), Schocken Books, New York. (=2008. 高橋勇夫訳『政治の約束』筑摩書房)
- Canovan, Margaret, 1992. *Hannah Arendt: A Reinterpretation of Her Political Thought*, Cambridge University Press. (=2004. 寺島俊穂・伊藤洋典訳『アレント政治思想の再解釈』未来社)
- Cohen Jean L. and Arato Andrew, 1992. *Civil society and political theory*, Cambridge, Mass.: MIT Press.
- Jay, Martin, 1978. "Hannah Arendt: Opposing Views", *Partisan Review*, vol.45, no.3. (=1989. 「ハンナ・アレントの政治的実存主義」今村仁司・藤澤賢一郎・竹村喜一郎・笹田直人訳『永遠の亡命者たち—知識人の移住と思想の運命』新曜社:398-430)
- Habermas, Jürgen, 1977. "Hannah Arendt's Communications Concept of Power", *Social Research*, vol.44, no.1. (=1984. 小牧治・村上隆夫訳『哲学的・政治的プロフィール』(上) 未来社:317-351)
- Young-Bruehl, Elisabeth, 1982. *Hannah Arendt: For Love of the World*, Yale University Press.

- (=1999. 荒川育男ほか訳『ハンナ・アーレント伝』晶文社)
- ・石田雅樹,2009.『公共性への冒険 ハンナ・アーレントと《祝祭性》の政治学』勁草書房
 - ・伊藤賢一,1999.「公的領域を支えるもの—H.アレントにおける権力概念—」『社会学史研究』21: 63-74
 - ・伊藤剛,2006.「暴力論への一視座—ベンヤミンからアーレントへ」『倫理学紀要』14: 40-63
 - ・上野成利,2006.『暴力』岩波書店
 - ・岡野八代,2000.「暴力論再考—アーレントに抗して、アーレントとともに」『情況』第二期, 11(4):152-172
 - ・川崎修,1998(=2005).『アレント—公共性の復権』講談社
 - ・清真人,2004.『実存と暴力 後期サルトルの思想の復権』御茶の水書房
 - ・古茂田宏,2003.「ハンナ・アーレントの革命論—自由と〈胃袋〉の問題」『アレントとマルクス』:16-46 大月書店
 - ・仲正昌樹,1998.「ハンナ・アーレントの〈公共性〉の概念—〈公的なもの/私的なもの〉の境界線としての〈ノモス=法〉」『金沢法学』41(1):1-37
 - ・星野智,2000.「アレントにおける『構成的権力』と『評議会民主主義』」『情況』第二期, 11(4):94-110
 - ・森川輝一,2002.「アレント解釈を読む (一)」『名城法学』52(1): 52-79
 - ・ネグリ・アントニオ,1999.杉村昌昭／斉藤悦則訳『構成的権力—近代のオルタナティブ』松籟社
 - ・ベンヤミン・ヴァルター,2009.野村修編訳「暴力批判論」『ベンヤミンの仕事 I 他十篇』岩波文庫